

高松市地球温暖化対策実行計画推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項の規定に基づく高松市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）の策定及びその実施の推進を図るため、同法第22条に規定する地方公共団体実行計画協議会として、高松市地球温暖化対策実行計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 協議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 環境省中国四国地方環境事務所職員
- （2） 香川県職員
- （3） 香川県地球温暖化防止活動推進員
- （4） 香川県地球温暖化防止活動推進センター職員
- （5） 地域脱炭素促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者
- （6） 市民団体の代表者
- （7） 学識経験者
- （8） 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員のうち、第2条第2項第1号及び第2号並びに第4号から第6号までに掲げる委員については、会長及び副会長を除いて、同一の組織に所属する者を代理出席者として委任することができる。
- 4 委員は、あらかじめ書面をもって、会長に代理出席者を届け出るものとする。
- 5 前2項の規定により、代理出席者を届け出た委員は、第2項の適用については、会議に出席したものとみなす。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境局ゼロカーボンシティ推進課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月13日から施行する。
- 2 この要綱による最初の協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 2 5 日から施行する。